**技術者登録においては、①雇用関係書類及び②取得資格関係書類の添付が必須となります。書類の提出がない技術者は、名簿登録ができませんのでご留意ください。**

① 雇用関係書類（技術者の直接的で恒常的な雇用関係を確認する書類）

●代表者を除く全ての技術者の登録にあたっては、下記のうちいずれかの書類を提出してください。

●いずれの書類においても、所属業者名が一致しており、かつ資格取得日等により、申請日時点での雇用期間が3ヶ月以上であることが確認できる必要があります。

●**健康保険被保険者証を有効とする取り扱いが令和７年１２月１日に終了したため、健康保険被保険者証による雇用確認はできなくなりました。**

「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省）」参照

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認書類 | 所有者 | 作成者 | 備　考 |
| （1）監理技術者資格者証 | 技術者本人 | (一財)建設業技術者センター |  |
| （2）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 | 建設業者 | 都道府県又は健康保険組合 | 保険者番号、記号・番号等のマスキング（黒塗り）が必要 |
| （3）住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書　（※1）（※2） | 建設業者 | 市区町村 | 別途、3ヶ月間の給与明細書の添付が必要 |
| 雇用証明書（※3） |  | 建設業者 | **（1）～（3）いずれの提出もできない場合のみ** |

※1：通知書に記載のない技術者の場合は、当該技術者の居住地の市区町村個人住民税課税部署へ届け出を行ってください（和泉市の場合は、和泉市税務室市民税担当）。なお、転出等されている場合は、届出先が以前の居住地の市区町村となることがあります。

※2：当該書類の提出が困難な場合、大阪府経営事項審査申請において認められる書類でも可とします。

※3：別添様式を参照してください。

② 取得資格関係書類　**（※希望業種ごとに提出が必要です。）**

● 技術者の取得資格を確認する書類

・各種資格者証明書　　　　・技術職員実務経験証明書

・監理技術者資格者証　　　・登録解体工事講習修了証 等

【雇用関係書類及び取得資格関係書類の提出例】

①**監理技術者資格者証**　＋　**取得資格関係書類（各種資格者証明書等）**

②**健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書**　＋　**取得資格関係書類（各種資格者証明書等）**

③**住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書**　＋　**3ヶ月間の給与明細書**　＋　**取得資格関係書類（各種資格者証明書等）**

④**雇用証明書**　＋　**取得資格関係書類（各種資格者証明書等）**

3ヶ月間の

給与明細書

住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

健康保険・厚生年金保険被保険

者標準報酬決定通知書

監理技術者資格者証

＋

取得資格関係書類（各種資格者証明書等）

）

＋